



関西支部規約

2019年6月21日 第9回関西支部大会承認

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第7条ならびに組織規程（0103）第4条に基づき設置された関西支部（以下、「支部」という）の組織・運営にかかる基本的な事項を、支部規程（0901）第5条第3項に基づき定めることを目的とする。

(支部の範囲)

第2条 支部は、組織規程（0103）第4条で規定する、福井県西部、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県（以下、「関西地区」という）をその活動範囲とする。

2 支部は、必要に応じ支局を設置することができる。支局の設置は支部大会で決定する。

(支部の設置目的)

第3条 支部は、支部会員相互の研鑽、情報交換、連絡調整を通じて、支部の活動範囲において定款第3条に定める本会の目的を達成する。

(支部会員)

第4条 支部の活動範囲内に住居・勤務先・通学先を有する会員を支部会員とする。

2 住居所在地と勤務先あるいは通学先所在地のいずれかが関西支部地域以外に存在する会員は、関西支部を所属する支部として選択できるものとする。

(事業)

第5条 支部は、第3条の目的を達成するため、定款第4条の定めるところにしたがい、講演会、講習会、見学会等を開催するほか、支部活動あるいは本会活動に貢献のあった会員等を表彰することができる。

2 支部は、本会の活動の趣旨に沿う場合において、本会以外の組織と講演会等を共催する、あるいは、本会以外の組織が主催する事業を後援することができる。

(支部事務所)

第6条 支部は、第2条で定める活動範囲内に事務所を設ける。

(支部幹事)

第7条 支部に、支部長1名を含む20名以上35名以内の支部幹事をおき、支部幹事会を構成する。そのうち、1名は会計担当幹事とする。また、原則として1名以上の副支部長をおく。

- 2 支部幹事は支部大会において当該支部会員のなかから選任し、その任期は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 支部幹事が任期中に辞任を申し出た場合は、支部大会を招集し新支部幹事を選任できる。ただし、補充で選任された幹事の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。また、新支部幹事が選任されるまでの間は支部幹事会で選任された代理幹事が残りの任期を務めることができる。
- 4 支部長は、学会長が委嘱する。

(支部長、副支部長、支部幹事の任務)

第8条 支部長は、支部を代表し会務を総括する。副支部長は、支部長を補佐し、必要に応じて支部長の任務を代行する。副支部長を設けない場合は、あらかじめ支部長代行者を指名する。

- 2 会計担当幹事は、支部における予算およびその執行を統括する。
- 3 その他の支部幹事は会務を処理する。

(支部幹事会)

第9条 支部幹事会は、支部大会付議事項、支部大会決議の執行に関する事項など、第3条の目的達成に必要な事項を審議し決定する。

- 2 支部幹事会は、書面、あるいは電子メール等により、支部幹事に議題とともに開催を通知したうえで、支部幹事の過半数の出席をもって開催する。ただし、当該議事につき書面、あるいは電子メール等をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 電子メール審議を、幹事会での審議と同様の効力をもつ正式な審議とする。幹事会メンバーの過半数の投票をもって電子メール審議投票を有効とする。有効投票数の過半数をもって審議内容は承認されたものとする。メール審議議題の起案者は審議結果を次回幹事会において資料にして報告する。

(小委員会等)

第10条 第3条の目的達成のため、必要に応じ、小委員会、ワーキンググループ等の下部組織を設けることができる。下部組織の設置、運営規則等は支部幹事会で決定する。

(支部大会)

第11条 支部大会は、年1回および必要に応じて支部長が招集し、支部幹事の選任、事業および収支に関する重要事項を審議し決定する。

- 2 支部大会は1ヶ月以上前に学会誌、書面、あるいはメール等により、支部会員に議題とともに十分周知したうえで、支部幹事の過半数および支部会員の出席をもって開催する。
- 3 当該議事につき書面、あるいは電子メール等によりあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(議事)

第12条 支部大会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(顧問)

第 13 条 支部に、顧問若干名を置くことができる。顧問は支部の活動に助言を与えることを任務とするが、特別の権限は有しない。顧問は支部幹事会の推薦により支部大会で選任する。

(支部経費)

第 14 条 支部の経費は本部からの交付金、支部主催行事による収入、支部が発効する刊行物の売上、その他の収入をもってこれに充てる。

2 支出については、本会が定める諸規則に基づくものとし、原則として、その都度学会事務局から支払う。

(改定)

第 15 条 本規約の改定は、支部幹事会および支部大会により決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 昭和 34 年 4 月 17 日第 3 回理事会制定、同日施行

2 改定履歴

① 平成 8 年 5 月 23 日 第 38 回関西支部会員総会承認

② 平成 15 年 4 月 22 日 第 45 回関西支部総会承認

③ 平成 19 年 6 月 1 日 第 49 回関西支部総会承認

④ 平成 20 年 6 月 4 日 第 50 回関西支部総会承認

⑤ 平成 23 年 2 月 25 日 関西支部臨時総会承認

⑥ 平成 24 年 6 月 1 日 第 3 回関西支部幹事会承認

⑦ 平成 28 年 6 月 14 日 第 6 回関西支部大会起案、平成 28 年 6 月 17 日 第 1 回理事会承認
(改定前は、改定に理事会承認を必要としたため、今回まで理事会付議)

⑧ 平成 29 年 6 月 23 日 第 16 回関西支部幹事会起案、第 7 回関西支部大会承認、平成 29 年 10 月 2 日 第 3 回理事会報告

⑨ 2019 年 6 月 21 日 第 20 回関西支部幹事会起案、第 9 回関西支部大会承認、2019 年 7 月 23 日第 2 回理事会報告

附則

1 平成 28 年 6 月 17 日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

2 平成 29 年 6 月 23 日改定の規約は、支部大会承認の日から施行する。

3 2019 年 6 月 21 日改定の規約は、支部大会承認の日から施行する。